

『枕草子』の名物楽器「無名」という

琵琶にまつわる伝承の諸相

森野正弘

一 問題の所在

『枕草子』に記された三〇〇余りの記事を、類聚章段、日記章段、随想章段の三種に分類して理解するのが通例となっている。類聚章段に分類されるのは、あるテーマのもとに事物や現象を列挙していく形式の文章群であり、日記章段は作者である清少納言が中宮定子に女房として仕える日々なかで体験した出来事を回想した文章群、随想章段は清少納言の主観が披露されたエッセイ群である。但し、これらは清少納言自身によって切り分けられたものではないため、峻別されているわけではない。次に掲げる記事も、日記章段と類聚章段の両方の特徴を併せ持つ文章構成となっており、注目される。

〔Ⅰ〕「無名といふ琵琶の御琴を、上の持てわたらせたまへるに、見などして、かき鳴らしなどす」と言へば、弾くにはあらず、緒などを手まさぐりにして、「これが名よ、いかにとか」と聞えさするに、「ただいとはかなく、名もなし」とのたまはせたるは、なほいとめでたしとこそおほえしか。

〔Ⅱ〕淑景舎などわたりたまひて、御物語のついでに、「まるが

もといとをかしげなる笙の笛こそあれ。故殿の得させたまへりし」とのたまふを、僧都の君「それは隆円に給へ。おのがもとにめでたき琴はべり。それにかへさせたまへ」と申したまふを聞きも入れたまはで、ことごとをのたまふに、いらへさせたまつらむとあまたたび聞えたまふに、なほ物ものたまはねば、宮の御前の、「いなかへじとおほしたるものを」とのたまはせたる御けしきの、いみじうをかしきことぞ限りなき。この御笛の名、僧都の君もえ知りたまはざりければ、ただうらめしうおぼいためる。これは職の御曹司におはしまししほどの事なめり。上の御前にいなかへじといふ御笛の候ふ名なり。

〔Ⅲ〕御前に候ふ物は、御琴も、御笛も、みなめづらしき名つきてぞある。玄上、牧馬、井手、涓橋、無名など。また、和琴なども、朽目、塩釜、二貫などぞ聞ゆる。水竜、小水竜、宇多の法師、釘打、葉二つ、何くれなど、おほく聞きしかど、忘れにけり。「宜陽殿の一の棚に」といふ言ぐさは、頭中将こそしたまひしか。

（八九段「無名といふ琵琶」、一七五～七頁）
これは、「無名といふ琵琶の御琴を」で始まる記事（以下八九段

とする)である。説明の都合上、三つの部分に分けた。「Ⅰ」は、「上」すなわち一条天皇が定子のもとに「無名」という琵琶を持ってきた時の話。清少納言が侍女を介してこの琵琶の名は何であったかと定子に尋ねたところ、定子は「名は無い」と答えた。「Ⅱ」も楽器の名称に関わるエピソードで、「淑景舎」(原子)のもとに「故殿」(道隆)から貰った笙があることを聞いた「僧都の君」(隆円)が、自分の持っている琴との交換も持ちかけるも、原子は応答しない。そのやりとりを見ていた定子が「いなかへじ(否、替えない)」ということだと、笙の名物楽器である「不々替(いなかへじ)」の名に因んだ解説を施した。「Ⅰ」も「Ⅱ」も日記章段となるが、「Ⅰ」が宮中での出来事であるのに対し、「Ⅱ」は職の御曹司での出来事であり、生起した時期は異なる。「Ⅲ」は、天皇の御物としてある楽器についての話で、特に名称の付いているものを列挙しており、類聚章段的な筆法と言える。琵琶の名物楽器として玄上、牧馬、井手、渭橋、無名の五つを挙げ、和琴の名物楽器として朽目、塩釜、二貫の三つ。また、笛の名物楽器として水竜、小水竜、宇多の法師、釘打、葉二つの五つを挙げている。但し、この楽器と名称の関係には混乱があり、他の文献に照らししてみれば、和琴として書かれている塩釜は箏の琴、笛として書かれている宇多の法師は和琴の名称であり、ここに清少納言の知識の限界が指摘されることにもなっている。^{注4}

従来、この八九段については「Ⅰ」と「Ⅱ」に書かれている出来事が別時期のものであることから、その史実年時の特定や、それが一つの章段としてまとめられていることの意味について検討が加えられてきた。後者の点について付言すれば、「このふたつの話は別

時点におけるものとみられるが、ともに楽器名に関する中宮の機知あふれた「いとめでたし」「いみじうをかしき」話としてまとめ記したものであろう」という定子讚美を見る説注5に対し、小森潔氏が「明」と「暗」の時代の出来事が並列していれば、読者は表現された定子の『めでたさ』よりも、B(『本稿では(Ⅱ)の出来事の裏にある「暗」の時代の悲惨さをより強く感じ取ってしまう』)として、それを回避するべく章段の最後を類聚的な形態で締め括り、そうすることによって「中関白家の没落という現実に浸食されることのない無時間的な空間の中で、中宮定子を讚美しようとした」清少納言の意図を読み取っている。^{注6}このように論点は定子讚美という『枕草子』の主題と、その主題を展開するために中関白家の没落という歴史的状況から読者の目をどうやって逸らせるかという方法の問題へと引き絞られてきているのであるが、一方で八九段が楽器の名称をめぐる話題ともなっている点に留意すれば、その題材の持つ意味やそれを話題として取り込む表現の固有性についても顧みられてしるべきであろう。ここで、「Ⅰ」「Ⅱ」の部分で取り上げられている名物楽器をあらためて確認してみると、「Ⅰ」では無名という琵琶、「Ⅱ」では不々替という笙となるが、後続する文脈の「Ⅲ」によれば無名という琵琶は天皇の御物の一つとして知られる楽器でもあったことが分かる。この琵琶について、従来はどのような説明が施されてきたのか。次に掲げるのは江戸時代の延宝二年(一六七四)に北村季吟によって書かれた『枕草紙春曙抄』の注である。

拾芥云。上東門院名物也。或説蟬丸琵琶。上東門院令坐濟時亭之時為回禄焼失畢。愚案せみ丸のといふ説もあれば。むかしより禁中に有しゆゑ。定子の御方へももてわたらせ給へるなるべ

し。さてのち上東門院の名物とはなれるにや

(巻之五、一六〇頁)^(注)

これによれば、『拾芥抄』(室町時代・南北朝期成立)には上東門院の名物楽器であると説かれており、また或説では蟬丸の琵琶だと説かれているという。上東門院というのは一条天皇の中宮であった藤原彰子を指す。その彰子が「済時」の邸宅を在所としていた時に火災に遭い、焼失してしまったと『拾芥抄』には書かれている。季吟は一方で、蟬丸の琵琶という説もあることを顧みて、それが昔から宮中にあり、一条天皇はその琵琶を定子のもとに持って行ったのであろうと説く。そして、後に琵琶は彰子の手に渡り、名物楽器となつたのではないかと推測している。なお、『春曙抄』の説にあつた「済時」は「済政」の誤りであることを訂正したのが金子元臣の『枕草子評釈』である。そこでは『拾芥抄』の典拠となつた『江談抄』(平安時代・院政期成立)の記事が引用されている。また、『春曙抄』で「或説」として紹介された蟬丸の琵琶とする説の典拠については、田中重太郎の『枕冊子全注釈』が『教訓抄』(鎌倉時代・一二三三年成立)であることを指摘している。萩谷朴の『枕草子解環』は、蟬丸の琵琶とする説が『教訓抄』の他に、『体源抄』や『夜鶴庭訓抄』などの楽書にも見えることを紹介する。注釈史を概観したところ、この無名の琵琶については次の二つの説明を掲載することになつてきていることが分かる。^(注11)

A. 上東門院に継承されて焼失(『江談抄』)

B. 蟬丸の琵琶(『教訓抄』)

A説に見える上東門院は、先にも触れたように一条天皇の中宮であつた彰子の院号で、定子と同時代の人物となる。但し、記事の内

容は後述する通り宮中を退出して以降の事であり、『江談抄』の記事は無名という琵琶の帰着点についての言及となる。一方、B説の蟬丸は『後撰和歌集』に詠歌が入集されている歌人として有名であるが、その来歴については不明な所も多く、伝説上の人物と云つてよい。『枕草子』よりも後の時代に成立した説話集に登場するが、ここでは源博雅と共に語られる村上朝の人物となつており、一条朝より遡る時代を生きていたという設定になつている。『枕草子』に記された無名の琵琶とは、どこから来て、どこへ向かう途中にあるのか。諸注の指摘する文献を手掛かりにその展開の様相を追跡してみることにする。

二. 『江談抄』における「無名」の記事

まずはA説の典拠と目される『江談抄』の無名という琵琶に関する記事から見ていきたい。『江談抄』は、平安時代の院政期に書かれた説話集で、大江匡房の談話を藤原実兼が筆記したものとされている。成立したのは長治元年(一一〇四)前後とされており、『枕草子』を踏襲した可能性も否めなくはない。実際、『江談抄』には前掲した『枕草子』八九段の本文(Ⅲ)のように類聚形式で琵琶の名物楽器を列挙した記事もある。

玄象。牧馬。井手。渭橋(為莚)。木絵。元興寺。小琵琶。無名。^(注12)

(第三・五六、九五頁)

この五六話に示されているのは八面の琵琶の名称である。玄象(女上)に始まり無名で終わるという点は『枕草子』と同じである。

なお、『江談抄』ではこの記事に続いてそれぞれの琵琶に関する由緒や来歴が問答形式で記されている。五七話の「玄象・牧馬の本縁の事」では、この二面の琵琶が醍醐天皇の御物であること、その当時、藤原玄上という琵琶の名手がいて、その名に因んだ命名である可能性に触れている。五八話の「朱雀門の鬼、玄上を盗み取りし事」では、琵琶の玄上が一時紛失したこと、玄上を求めて修法を行ったところ、朱雀門の楼上から見つかり、鬼が盗んだのだと解されたことなどが説かれている。五九話の「井手（琵琶の名）愛宮の伝へ得たる事」では、井手という琵琶が醍醐天皇の皇子盛明親王の養女愛宮（後の源明子）の所有物であったこと、今は宇治の平等院の宝蔵に在ること、また、涓橋という琵琶についても触れ、三条式部卿の宝物となっていることなどが記されている。そして、六〇話の「小螺鈿の事」の記事において、無名という琵琶についての説明が施されることになる。

「小螺鈿は高倉宮の琵琶なり。木絵の琵琶はまた殿下に在り。元興寺、一名は切られ琵琶、後冷泉院の御宝物なり。元は元興寺の財なり。しかるに後冷泉院春宮の時、件の寺の別当、寺の修理に宛てんがために売らしむるを、納殿の金をもつて、後朱雀院の買ひ献せしめ給ふなりと云々。今に伝へて殿下に在り。無名といふ高名の琵琶を上東門院は宝物にて持たしめ給ふ間に、済政の三位の三条の亭に御坐さしむる間、焼亡に焼けたるぬ」と云々。

（第三・六〇、九六頁）

本話では、まず小螺鈿という琵琶についての説明があり、続いて木絵、元興寺、無名などの琵琶についての説明が展開する。小螺鈿

の説明にある高倉宮というのは後朱雀天皇の皇女である祐子内親王のこと。木絵の説明にある殿下とは藤原忠実を指す。元興寺は南都七大寺の一つで、その寺の宝物であったのを、寺の修復費用に充てるために別当が売りに出し、それを後朱雀院が購入。今は木絵と同じく藤原忠実の所有となっているとある。いずれも所有者についての説明である。そして、最後に無名の所有者として上東門院の名が挙げられている。上東門院、すなわち彰子が源済政の三条宅を在所としていた折に火災に遭い、無名も焼けてしまったとある。この火災については『日本紀略』長元三年（一〇三〇）三月八日条に「今夜。上東門院（彰子）御所三條有火。仍遷御高陽院第。」と記されており、また、『小記目録』第十九・臨時九・所焼亡事には、「同（長元）三年三月十日、女院（上東門院彰子）御所焼亡事、（源）濟政三條宅」とある。

彰子はなぜ源済政の邸宅を在所としていたか。万寿三年（一〇二六）正月十九日、彰子が出家し、院号宣下を受け、女院（上東門院）となった。その時に女院別当となったのが源済政であった。済政は、源家音曲の祖として知られる敦実親王を曾祖父とし、祖父の源雅信、父の源時中と続く音楽の家筋にあり、和琴や郢曲、神楽を血脉相承している人物である。『枕草子』七七段「御仏名のまたの日」でも、

雨いたう降りて、つれづれなりとて、殿上人、上の御局に召して、御遊びあり。道方の少納言、琵琶、いとめでたし。済政、箏の琴、行義、笛、経房の中將、笙の笛など、おもしろし。

（七七段「御仏名のまたの日」、一三三頁）
と、急遽、上の御局で催されることになった管絃の遊びに召され、

箏の琴を担当する姿が描かれている。済政の子息に資通がおり、やはり音楽の才能に秀でていたらしく、琵琶に関する次のような話が『続古事談』に見える。

経信大納言いはれけるは、「玄象と云琵琶は、しらべえぬ時尙有。資通大貳この琵琶をひきける時、しらべえざりければ、父済政、「今日琵琶つかうまつるまじき日也。琵琶のひがめるなり」とぞ申ける。経信、白川院の御遊に、呂の遊の後、律にしらめなす時、つゝにしらめえず。古人の云事、まことなるかな」とぞいはれける。

(巻第五・諸道・三〇(一四九)、七九五頁)^註
これは、源経信が語った話という体裁になっている。それによると、玄象(玄上)という琵琶は上手く演奏できない時があるとのこと。玄象は『枕草子』や『江談抄』でも琵琶の名物楽器の筆頭に掲げられる御物である。琵琶の奏者として名を馳せていた源資通がこの玄象を弾くことになった。しかし、上手に演奏することができなかったため、資通の父である済政が「今日は琵琶を弾いてはいけない日である。琵琶がひねくれている」と申した。その後、経信が白河院の御遊でこの玄象を弾く機会が訪れる。『琵琶血脈』によれば、経信は資通の弟子である。呂の楽曲から律の楽曲へと調子を変える時に、やはり経信も上手く演奏することができなかった。以前、済政の言っていた事は本当だったのだと経信が得心したらしい。このような話が残されている済政であれば、同じく琵琶の名物楽器無名についてもその価値を承知していたはずである。その無名という琵琶は、どのようにして宜陽殿の御物から彰子の手に渡り、済政の三條宅に保管されることになったのか。

前掲した『枕草子』八九段の本文(「I」)の出来事が生じた時期、すなわち一条天皇が中宮定子の居所に無名を持つてきた時期を特定することは難しいが、これは内裏での出来事であろうから、定子が長徳の政変の煽りを受けて職の御曹司に移る長徳二年(九九六)二月以前とひとまずは考えておく。その後、無名は一条天皇から譲り受けるかたちで彰子の手に渡ったと思われる。「御前に候ふ物」、それが単に天皇の所有する物を指すのか、それとも代々の天皇が継承すべき累代の御物を指すのか定かではないが、後者だったとした場合、そのような御物としての琵琶が彰子に下賜されるなどということが果たしてあり得たのか。ちなみに、俊鏡という楽人によって嘉暦二年(一三二七)に書かれた『絲竹口伝』という楽書では、次のような説明がなされている。

無名ハ。モト蟬丸ノ比巴也。上東門院ヘマイラセタリケルガ。長雅三位アヅカリテ三條ノ家ニオキタル時焼失シケリ。

(『琵琶寶物』、二四六頁)^註

無名は、もとは蟬丸の琵琶であるとして、その後、上東門院の所有となったのを、「長雅三位」なる人物が預かって三條の家に置いていた時に焼失したとある。「長雅三位」とは誰か。無名という琵琶にまつわる人物たちの中では後述する源博雅が「長秋卿」や「博雅三位」と通称されているが、没年が天元三年(九八〇)で年代的に合わない。源済政も没後に三位を追贈されており、ここはその誤記であろうか。いずれにしろ、史実のうえで無名は長元三年(一〇三〇)三月八日、もしくは十日に起きた源済政宅の火災によって焼失したということになっている。しかし、その無名が『枕草子』以降の楽書や説話集では別の文脈、すなわちB説を伸張していくこ

とになっている。

三、『教訓抄』における「無名」の記事

本節ではB説の典拠とされる『教訓抄』の無名という琵琶に関する記事について、検討を加えていく。まずはその記事を掲げておく。

逸物は、玄上、又は玄象。玄上宰相の比巴なり。牧馬。井手。小琵琶。涓橋、又は為堯。木絵。下濃。元興寺。齋院。無名、蟬丸の比琵琶なり。

(巻第八、一五六頁)^{注5)}

『教訓抄』とは、鎌倉時代に書かれた雅楽全般についての解説書で、全十巻から成る。著者は南都楽人の伯近眞である。各巻には奥書を持ち、ここに引用した巻第八は天福元年(一二三三)七月に書写したとある。この記事は巻第八の「琵琶」の項に書かれたもので、「逸物」とされる琵琶の名称を列挙している。玄上以下、十面の琵琶が紹介されており、『枕草子』や『江談抄』との関係は次のようになる。

『枕草子』…玄上／牧馬／井手／涓橋／無名

『江談抄』…玄象／牧馬／井手／涓橋(為堯)／木絵／元興寺／

小琵琶／無名

『教訓抄』…玄上／牧馬／井手／小琵琶／涓橋(為堯)／木絵／

下濃／元興寺／齋院／無名

これを見ると、『枕草子』と『江談抄』は四番目の涓橋までは掲げられる順番も同じで、『江談抄』ではその後、木絵、元興寺、小

琵琶の三面が入っている点に相違が認められる。『教訓抄』では、小琵琶が四番目に掲げられ、また下濃と齋院^{注5)}の二面が新たに入っている。無名が最後に置かれているのは前二書と同様である。その無名の注記として「蟬丸の比琵琶なり」とある。この注記は『江談抄』の無名に関する記事には無かったものであり、果たして『教訓抄』の著者である伯近眞が何を根拠としてこのような注記を施したのかは定かでない。但し、『江談抄』には源博雅が目暗から琵琶の秘曲を習うという記事が掲載されており、あるいはその記事を無名にまつわる逸話と解した可能性がある。ここで、『江談抄』第三の琵琶の名物楽器に関する記事の構成を顧みておくと、次のようになる。

五六話：琵琶

五七話：玄象・牧馬の本縁の事

五八話：朱雀門の鬼、玄上を盗み取りし事

五九話：井手・琵琶の名、愛宮の伝へ得たる事

六〇話：小螺鈿の事(木絵、元興寺、無名についても言及)

六一話：元興寺の琵琶の事

六二話：小琵琶の事

六三話：博雅の三位琵琶を習ふ事

まず、五六話で八面の名物楽器の名称を列挙した後、以下に概ねその列挙した順番に各名物楽器に関する逸話が披露されてゆくという構成になっている。伯近眞はこの構成から、六三話を無名という琵琶にまつわる逸話と見なしたと目される。その六三話の記事は長文に互るので以下に抜粋して載せる。

① 博雅は高名の管絃の人に、いみじく道を重く求むるに、会坂の目暗は琵琶最上の由、世上に風聞す。人々請ひ習はしむ

といへども、さらにもつて得ず。

- ② 博雅思ふやう、この目暗の命は且暮に在り。我も寿は知らねども、なほ流泉・啄木といふ曲は、この目暗のみこそ伝ふなれ。相構へて弾くを聞きて伝へんと欲ふところ、三ヶ年の間、夜々会坂の目暗の許に向かひ、窃かに宅の頭に立ち聞くに、さらにもつて弾かず。

- ③ 三年といふ八月十五夜、をろうわくもりたるに風少し吹くに、博雅思ふやう、あはれ今夜は興有る夜かな。会坂の目暗、流泉・啄木などは、今夜か弾くらんと思ひて、琵琶の譜を具して会坂に向かふに、案のごとく琵琶を鳴らしむる程に盤渉調に鳴らす。

- ④ 目暗をとに聞きければ、感じて物語りして心を遣りて、件の曲を伝へしむと云々。博雅身に琵琶を随へざるに依り、ただ譜をもつて伝へ請けて帰ると云々。

- ⑤ また問ひて云はく、「件の目暗の名はいかん」と。答へられて云はく、「慥かには覚えす。ただし千歳と云ふかや」と云々。

(第三・六三、九七—一〇〇頁)

これによれば、源博雅は名高い管絃者で、その道を究めようとしていたところ、逢坂の目暗の琵琶が世間で評判になっている由を聞き伝えた。多くの人々が頼んで習おうとするものの、断られていた(①)。博雅が思うに、目暗の命には限りがある。自分の寿命とて分らない。やはり、流泉・啄木という曲はこの目暗だけが伝えているようだ。何とかしてその演奏を聞き、伝授したいと思つた。三年間、毎夜逢坂の目暗の宅に行き、その近くで立ち聞きしてみたものの、いっこうに琵琶を弾く気配はない(②)。三年目の八月十五

夜、あいにくと曇つていたところに風が少し吹いて、博雅は今宵の風情に興味を覚えた。きつと逢坂の目暗も、流泉・啄木といった秘曲を弾いているのではないかと思ひ、琵琶の譜面を携えて逢坂に向かったところ、案の定、琵琶を盤渉調に鳴らしている(③)。目暗は博雅の評判を聞いていたので感じ入り、語り合ううちに打ち解けて、件の曲を伝授したという。博雅は琵琶を持っていかなかったので、ただ譜面による伝授を受けて帰つたとのことである(④)。以上の話を聞いた『江談抄』の筆者(藤原実兼)が「件の目暗の名は」と問うと、大江匡房が答えて言うには「はつきりとは覚えていない。たしか、千歳と言つただろうか」という話(⑤)。

この話に出てくる源博雅は、醍醐天皇の皇子克明親王を父とし、藤原時平の娘を母として延喜十八年(九一八)に生まれ、天元三年(九八〇)に没した人物である。管絃の道に造詣が深く、康保三年(九六六)には村上天皇の勅命によって『新撰楽譜』を撰進している。博雅が伝授を承ける相手は「目暗」とだけあり、蟬丸の名前は見えない。話の末尾に藤原実兼が目暗の名を訊ねる一節があるが、大江匡房は「千歳」という名をうる覚えに答えている。また、博雅が伝授されたのは琵琶の秘曲(流泉・啄木)であり、楽器の授受は書かれていない。この『江談抄』では千歳という名であった目暗の琵琶奏者が、やがて『今昔物語集』巻第二十四に収まる説話(源博雅朝臣行会坂盲許語第二十三)では蟬丸という名で呼ばれるようになってい

- ① 今昔、源博雅朝臣ト云人有ケリ。延喜ノ御子ノ兵部卿ノ親王ト申人ノ子也。万ノ事止事無カリケル中ニモ、管絃ノ道ニナム極タリケル。琵琶ヲモ微妙ニ弾ケリ。笛ヲモ艶ズ吹ケリ。

此人、村上ノ御時ニ、□□ノ殿上人ニテ有ケル。

② 其時ニ、会坂ノ関ニ一人ノ盲庵ヲ造テ住ケリ。名ヲバ蟬丸トゾ云ケル。此レハ敦実ト申ケル式部卿ノ宮ノ雑色ニテナム有ケル。其ノ宮ハ宇多法皇ノ御子ニテ、管絃ノ道ニ極リケル人也。年来琵琶ヲ弾給ケルヲ常ニ聞テ、蟬丸琵琶ヲナム微妙ニ弾ク。

③ (博雅) 心ニ思フ様、「我レ強ニ此ノ道ヲ好ムニ依テ、必ズ此盲ニ会ハムト思フ心深ク、其二盲命有ラム事モ難シ。亦我モ命ヲ不知ラ。琵琶ニ流泉、啄木ト云曲有リ。此ハ世ニ絶ヌベキ事也。只此盲ノミコソ此ヲ知タルナレ。構テ此ガ弾ヲ聞カム」ト思テ、夜、彼ノ会坂ノ関ニ行ケリ。

④ 蟬丸賤キ者也ト云ヘドモ、年来宮ノ弾給ヒケル琵琶ヲ聞キ、此極タル上手ニテ有ケル也。其ガ盲ニ成ニケレバ、会坂ニハ居タル也ケリ。其ヨリ後、盲琵琶ハ世ニ始ル也、トナム語り伝ヘタルトヤ。

(卷第二十四・第二十三、③・三〇五〜八頁)^註

話の概略を示すと、かつて源博雅朝臣という人がいた。醍醐天皇の皇子、兵部卿親王と申す方の子であり、管絃の道に優れていた。特に琵琶や笛に長じていて、村上天皇の治世下の殿上人であった(①)。そのころ、逢坂の関に一人の盲人が草庵を営んでおり、名を蟬丸と言った。この人は式部卿宮敦実親王の雑色であった。敦実親王は宇多法皇の皇子で管絃の道を極めた人であった。蟬丸はこの宮が琵琶を弾くのを長年聞いているうちに、自らも弾けるようになっていた(②)。博雅はこの盲人に会い、今では彼だけが伝えているという琵琶の秘曲「流泉」と「啄木」を聴いてみたいと思う。ある

夜、博雅は逢坂の関を訪れる(③)。蟬丸は卑賤な身分の者であるが、長年、式部卿宮の弾く琵琶を聞いて、このように最高の名人になった。しかし、盲人になったため、こうして逢坂に住んでいた。これ以後、盲人の琵琶が世間に始まることになったと語り伝えている(④)。

本話では逢坂の関に住む盲人の名前が「蟬丸」となっている。この蟬丸は、敦実親王に雑色として仕えていた時、親王の演奏する琵琶を聞いて秘曲を習い覚えたとある。敦実親王は宇多天皇の第八皇子で、藤原胤子を母として寛平五年(八九三)に生まれた。没年は康保四年(九六七)である。敦実親王に関する史実を追うことはある程度できるが、その親王に仕える蟬丸については、雑色という下級の身分ゆえにその姿を史料によつて跡づけることは困難を伴う。しかし、蟬丸は伝承の世界で息づく姿を見せてゆく。次に掲げるのは『平家物語』巻第十・「海道下」の一節である。

四宮河原になりぬれば、ここはむかし延喜第四の王子蟬丸の、関の嵐に心をすまし、琵琶をひき給ひしに、博雅の三位と云ッし人、嵐の吹く日もふかぬ日も、雨のふる夜もふらぬ夜も、三年が間あゆみをはこびたち聞きて、彼三曲を伝へけむ、藁屋の床のいにしへも、思ひやられて哀れなり、相坂山ノサビシサヲ、思入テゾ被通ケル。

(卷第十・海道下、②・二八三頁)^註

寿永三年(一一八四)三月、一の谷の合戦で大敗して囚われの身となった平重衡が鎌倉へと護送されることとなり、逢坂山の西に位置する山科の四宮河原を通りかかった際に蟬丸の逸話が語り起されてくる。琵琶の秘曲を習うために源博雅が蟬丸の草庵に通つたとい

う話の筋立ては『今昔物語集』の通りであるが、雑色であったはずの蟬丸はここでは「延喜（醍醐天皇）」の第四皇子へと出自が格上げされている。それに伴い、敦実親王の姿は消えている。蟬丸を醍醐天皇の第四皇子とする伝承は、『源平盛衰記』第三十一卷「青山琵琶流泉啄木事」においても確認される。

此曲をば流泉と名たり。我朝には延喜第四王子會坂の蟬丸の琵琶の上手にて、天人より傳へられたりしを秘藏せられて、更に人に授給はず、博雅三位三年の程、夜々閑屋に通つ、傳へたりしを、三位も是を秘藏して、輒すく人には傳へざりけり。啄木と云曲も天人の樂也。本名解脱樂と云。此曲を聞者は生死解脱の心あり。

（第三十一卷「青山琵琶流泉啄木事」、下・一八七頁）
本話でも、蟬丸の出自は「延喜第四王子」となっている。加えて、蟬丸が伝える琵琶の秘曲（流泉・啄木）は天人から授けられたことになっている。この醍醐天皇の第四皇子という出自は、『東関紀行』などでも踏襲され、謡曲「蟬丸」に引き継がれてゆく。なお、第四皇子という序数は『平家物語』にあった四宮河原という地名から来ており、そもそもこの場所を四宮河原と呼ぶのはここ山科の地に隠棲した人康親王が仁明天皇の第四皇子であったことに因むとされている。四宮河原はまた、盲人の琵琶法師たちの座（当道座）の拠点ともなっており、その当道座では人康親王を祖神「天夜尊」として祀っている。

四 蟬丸と和琴／蟬丸と琵琶

蟬丸と楽器の組み合わせには、琵琶の他に和琴とする伝承もあることが磯水絵氏によって指摘されている。和琴との関わりを仄めかす古い文献として知られているのが四辻善成によって書かれた『河海抄』で、これは『源氏物語』の注釈書となる。次に掲げるのは若菜上巻の項に見える注で、光源氏の四十の賀において柏木が和琴を演奏するという場面の叙述について施されたものとなる。

又嵯峨天皇別尺此曲伝之尚侍広井女王々々後願中絶承和聖王深好神琴召慈賀善門於階下習御其曲左大臣源信卿同習其曲于時相坂辺有一蟬哥翁尤長此道仍遣右近少将良峯宗貞暗令伝其手 又貞觀聖皇召藤原磐井（真本盤井）等習御彼時貞保親王蒙勅命頗作其譜也

（卷第十三・第二十若菜上、四六七頁）

これは神琴すなわち和琴に関する相伝の系譜を述べたもので、まず嵯峨天皇が和琴の曲を尚侍の広井女王に伝え、その後一時的に中絶するも、承和の聖主である仁明天皇が慈賀善門を召してその曲を習い、左大臣の源信も同じくその曲を習った。その頃、逢坂の近辺に蟬歌の翁と呼ばれる者がいて、この和琴の道に長じていたことから、右近少将の良峯宗貞（僧名は遍昭）を派遣してその奏法を伝えさせたのである。慈賀善門が誰かは不明であるが、慈賀は近江国の地名（志賀／滋賀）を指すと思われる、あるいは三井寺の関係者であろうか。すると蟬歌翁の住む逢坂近辺と重なることにもなる。この記事では蟬丸の名となっていない点に憾みが残るが、『今昔物語集』に収載された源博雅による蟬丸の琵琶秘曲相承の話と人物の動線は

似ており、同根の伝承であると推測される。なお、蟬丸の名を明記している和琴の伝承もあり、その早い時期のものとして鴨長明の『無名抄』がある。

逢坂の関の明神と申すは、昔の蟬丸なり。彼の藁屋の跡を失はずして、そこに神と成りてすみ給ふなるべし。今も打過ぐる便りに見れば、深草の帝の御時、御使にて、和琴習ひに、良岑の宗貞、良少将とて通はれけんほどの事まで面影に浮びて、いみじくこそ侍れ。

(關明神事、五三頁)^{注33}

逢坂の地に草庵を営んでいた蟬丸が、今は関の明神として祀られているとしつつ、仁明天皇の時代、良岑宗貞が和琴を習うためにこの地に勅使として通ったとある。鴨長明はまた、『方丈記』において「或ハ石間ニ詣テ、或ハ石山ヲ拜ム。若ハ又、粟津ノ原ヲ分ケツ、蟬歌ノ翁ガ跡ヲ訪ヒ、田上河ヲワタリテ、猿丸大夫ガ墓ヲタヅヌ。」(新大系本、二二―三頁)^{注34}とも記しており、蟬丸と蟬歌翁を同一視していたと思われる。

さて、蟬丸と楽器の組み合わせに関する琵琶と和琴という二系統の伝承が認められるわけであるが、この現象については従来、先後関係が一つの論点となってきた。磯水絵氏は『河海抄』所引の記事の典拠は遡ることが推察され、『無名抄』『和琴血脈』のそれも院政期にまで遡る可能性はあろうから、むしろ、こちらの方が琵琶系伝承よりも古いように印象される」と述べ、また、小峯和明氏も「和琴にちなむ『蟬歌』から『蟬歌翁』が生じ、やがて『蟬丸』に転じていった経緯がみえてくる。和琴の『蟬歌翁』のもつ無名性が和歌の詠み手でもある固有性の強い『蟬丸』に転位し、それがさら

に楽器の琵琶への転換をもたらしたと考えられよう」と説く^{注35}。元は和琴であったという説は、実は古くからあり、文永十一年(一二七四)頃に僧の隆円によって書かれた琵琶西流の楽書『文机談』には源博雅の事跡に関する記事の中に次のような一節がある。

又和琴の曲に、あづまのしらめとかやうかやはんとて、會坂のほとりなる盲者のわら屋までも尋ねゆき給ひける。これをよの人、比巴の秘曲きかんとためにといふ物語侍るめり。返々すひが事也とぞ人は申しし。盲者は信手をもちるゆへにこのうたがひあるか、よく／＼おもひわけ侍るべき事也。

(菊亭本・第一冊「慈尊曲事」、六六頁)^{注36}

これによれば、源博雅が和琴の秘曲に「あづまのしらめ」とか言うものがあるのを聴こうとして逢坂の近くに住む盲人の草庵まで尋ねて行ったという。これを世間では、琵琶の秘曲を聴くために行ったという物語に拵えているが、これは誤伝だと強調して述べられている。なお、続く文中に「信手」とあり、これは「手にまかす」と訓み、すなわち規定の奏法に拘泥せず、その場の雰囲気や流れにまかせて演奏する技法を指すと思われるが、盲人の琵琶法師はそのようにして随意に伝承を拵えてしまうものだとこのことを筆者の隆円は言いたのであろう。

さて、当初は良岑宗貞が蟬丸から和琴を習う話であったのが、何時の頃からか源博雅が蟬丸から琵琶を習う話へと改変されていったという見取り図が見えてくるわけであるが、果たしてその改変の契機は何であったのか。この問題を考えるにあたり、本稿では貞保親王の遺した『南宮』琵琶譜の序に見える次の一節に注目してみたい。

太上法皇以此器處躁靜之中執疎密之要勅上野太守親王就余學其
音曲伏惟物以秘為貴故待價深藏音以希見重故得人乃傳余百年之
半已過九泉之別難知若我生涯与桐露而忽晞恐彼曲調混松風而長
絶道無大小只思不墜凡厥調子數已繁多其中秘手皆悉傳授始自延
喜廿年孟冬終于廿一年季秋親王天性洞曉聞一知十

(宮内庁書陵部・図書寮文庫、伏見宮本『琵琶譜』^{注38})

これによると、「太上法皇」(宇多法皇)が「上野太守親王」(敦
実親王)に命じて「余」(貞保親王)から琵琶を学ぶことになり、
その結果、昔から伝わる数多くの曲のうち、秘曲は皆悉く伝授した
とある。伝授に要した期間は延喜二十年(九二〇)の冬から翌二十
一年の秋までの約一年間であり、一を聞いて十を知る敦実親王の聡
明さによつて滞りなく終わつたらしい。この琵琶の譜は、伝授が完
了した証として敦実親王に贈られたものとなる。なお、琵琶を伝授
した貞保親王は清和天皇の皇子で、藤原高子を母として貞観十二
年(八七〇)に生まれた。管絃に長じており、『琵琶譜』の他にも
『新撰横笛譜』を著している。貞保親王に伝わる琵琶の秘曲につい
ては『文机談』に詳しく、淵源をたどれば遣唐使の藤原貞敏が渡唐
した際に琵琶博士廉承武から伝授されたもので、それを清和天皇が
学び、貞保親王へと相伝されたものだとある。^{注39}そして、このような
由緒を持つ琵琶の秘曲が延喜二十一年秋に敦実親王へと伝授された
わけである。ところが、この相伝は広く知られるところとはならな
かったようで、例えば『琵琶血脉』の相承系譜には書き留められて
いない。その原因を考えるにあたって示唆に富むのが福島和夫氏の
説く、『南宮』琵琶譜』序文の誤読の可能性である。

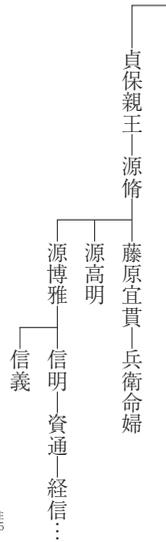
前半に南宮譜が、後半には諸調子品が合収されたため、序文・

琵琶譜・跋文の順序となり、さらに二種の本文を一続きのもの
と見誤る結果、全体を序文・譜本文・跋文と連続する一つの文
献と誤認する例は、古来絶えない訳であります。その上序文に
いう伝授者「予」と跋文記名の貞敏を同一人物とし、序文にあ
る受伝者「上野太守親王」を貞保親王と誤認する処から、現実
にはありえない貞敏(八〇七〜八六七)から貞保親王(八七〇
〜九二四)への直接伝授を想定する例が極めて多いことになり
ます。『文机談』菊亭家本であり、ほとんどの琵琶血脉がそう
なっています。延文本『琵琶血脉』(一〇九頁上段「伏見宮旧
藏楽書集成」一)はこの矛盾に気づいた後世の修訂の例と考え
られます。^{注41}

『南宮』琵琶譜』は、序文の筆者が貞保親王であるのに対し、跋
文の筆者は藤原貞敏となっている。そのため、この文献の序文に記
されている伝授者「余」を藤原貞敏と誤認する例が多く、結果、貞
敏から貞保親王への琵琶の伝授がこの序文には書かれていてと解す
るようになってしまったというのだ。しかし、両者は生没年に重なる
ところがなく、したがって直接の伝授は想定されない。それゆえ
現在では、貞保が『琵琶譜』を作る際に卷末に貞敏の跋文を綴じた
のではないかと考えられている。^{注42}なお、ここで貞敏の跋文と呼ん
でいるのは、実際には『琵琶諸調子品』の奥書であり、この文献は藤
原貞敏が廉承武から琵琶を伝授したことを示すために書かれたもの
である。加えて、この奥書が合綴されたのは貞保親王の手によるの
ではなく、後世に至つてからの段階である可能性も説かれている。^{注43}
以上のような事情もあつて、序文に書かれていた貞保親王から敦実
親王への琵琶の伝授は相承血脉に表面化しなかつたと思われる。そ

のことは、藤原貞敏と貞保親王との間に直接伝授は無かったと見破った延文本『琵琶血脈』（一三五九年）においても同様で、やはりその相承血脈図に敦実親王の名前を見出すことはできない。

廉承武—藤原貞敏—清和天皇



(伏見宮旧藏楽書集成・一、一三三九—二四〇頁)^註

では、貞保親王から敦実親王へと相伝された琵琶の秘曲はその後、どうなったのであろうか。一つの可能性として考えられるのは血脈による相承である。本稿の第二節でも触れたように敦実親王は源家音曲の祖として知られており、子息の源雅信以下、時中、濟政、資通と和琴や郢曲、神楽において相承血脈を形成している。琵琶については資通のみが『琵琶血脈』に見られるが、但し、その相承関係は源信明を師とするものとなっている。もう一つは先に見てきたとおり、雑色として仕える者、すなわち蟬丸への相伝である。

A. 敦実親王—源雅信—源時中—源濟政—源資通

B. 敦実親王—雑色(蟬丸)

『古今物語集』の「源博雅朝臣行会坂盲許語第二十三」では、蟬丸の出自が「敦実ト申ケル式部卿ノ宮ノ雑色」と語られていた。蟬丸が琵琶の秘曲を伝えているのは敦実親王の演奏を自ずと聞き覚えていたからという設定であった。研究史の上では、この琵琶秘曲相

伝の話は本来、和琴の相伝であったものが伝承の過程で琵琶に改変されたという見取り図が示されていたが、蟬丸と和琴の組み合わせについてはその由来を辿れないのに対し、琵琶の方には廉承武から続く系譜に接続する回路が担保されている。ちなみに、敦実親王と源博雅は、実は和琴において師弟の関係にあることが知られている。



(統群書類聚・第十九輯上、五一—六頁)^註

これは、応永二十九年(一四二二)に綾小路敦有によって書写された『和琴血脈』である。源博雅の名前が二箇所であらわされている点に注目したい。博雅は藤原敦忠と敦実親王の双方から伝授を受けているのである。敦忠の系譜上にある博雅の項には注記があり、「依朱雀院仰又受敦實親王説」と書かれている。すなわち、朱雀院の仰せによって再度、敦実親王から和琴の伝授を受けたのである。博雅は他にも、郢曲の手ほどきを敦実親王から受けている^註。敦実親王から源博雅へという音楽の継承は蓋然性の高い話としてあったであろうことが察せられる。

あらためて蟬丸の琵琶にまつわる伝承を概観すれば、宇多法皇の命によって貞保親王から敦実親王へと伝授された琵琶の秘曲が、蟬丸という遠心力によって京外の周縁へと弾き飛ばされ、行き場を失

にかけていたところを源博雅によって再び宮廷の音楽という文化的中心へと回収されることになった——このような軌道を描く話であることが見えてくる。源博雅がいったんは周縁に弾き飛ばされた音楽を再び宮廷へと回収する話は他にもある。『今昔物語集』巻第二十四「玄象琵琶為鬼被取語第二十四」である。話の概要はこうである。村上天皇の御代に琵琶の名物楽器「玄象」が紛失した。源博雅が清涼殿で宿直していると、南の方角から玄象を弾く音が聞こえてくる。音を辿って朱雀門まで来たが、やはり同じく南の方角から音色が聞える。そこで、朱雀大路を南に向って歩いていくと、いつしか羅城門に辿り着いていた。門の下に立って聞いてみると、どうやら門の二階で玄象を弾いているようである。博雅は不審に思い、「此ハ人ノ弾ニハ非ジ。定メテ鬼ナドノ弾クコソハ有ラメ（これは人が弾いているのではあるまい。きっと鬼か何か弾いているのだらう）」と思った途端、音が弾き止む。すると、天井から降りてくるものがあり、博雅がぞつとして飛び退いて見ていると、玄象に縄をつけて降してきた。博雅は恐々これを取り、内裏に帰ってきて事の次第を奏上し、玄象を奉った。村上天皇は非常に感激され、「鬼ノ取りタリケル也（さては鬼が取つていったのだな）」と仰せられたという。

この話の中で鬼のいた羅城門は朱雀大路の南端にあり、いわば平安京の周縁と言える。そこは内と外を分かつ境界であり、『外部』に接している時空であるがゆえに鬼も現れるのであろう。蟬丸の居所である逢坂の関もまた、そういった境界の時空であったことが思ひ起こされる。『今昔物語集』に描かれる源博雅は、宮廷において伝承されてきた音楽が境界を越え、『外部』へと零れ落ちそうにな

るところにやって来て、それを回収していく役回りなのである。この「第二十四」話では玄象という楽器が回収された。しかし、本稿で問題としている「第二十三」話では、博雅が持ち帰ったのは楽器ではなく、秘曲（「流泉」「啄木」）であった。『教訓抄』の言う「蟬丸ノ琵琶」が『今昔物語集』の「第二十三」話を指すとして、その話において琵琶が「無名」と呼ばれているわけではなく、依然として「無名」という名称の由来については不明のままである。

五. 無名という琵琶

ここで、今一度『枕草子』の記事に立ち戻り、『III』の本文に見られる頭中将（藤原齊信）の発言に注目してみたい。そこには、数々の名物楽器に関わって「宜陽殿の一の棚に」という齊信の口癖があったと書かれているのであるが、これは器物の希少性を評価するにあたって、「宜陽殿の一の棚」という保管場所が引き合いに出されていると解されるものであろう。宜陽殿というのは内裏にある納殿の一つで、紫宸殿の東側にあり、『西宮記』には、
納所（累代御物宜陽殿。恒例御物納藏人所・綾綺殿。紙御屏風納仁壽殿。以藏人雑色為預。）

とあって、累代御物を保管する場所として使用されていたことが分かる。この累代御物には楽器も含まれており、『禁秘抄』には琵琶の名物楽器である玄上について「累代寶物也」とし、また、鈴鹿についても「與玄上同累代寶物」としている。楽器が宜陽殿に収納され、累代御物となっていく様子は、『花鳥余情』に引かれた『醍醐天

皇御記」の次の条にうかがえる。

御記延喜五年正月廿二日召保忠令吹笛曲調頗比聽因賜橘皮笙是
故太政大臣昭宣公弱冠時承和天皇為令學習所給也寛平中以其名
物而献之其後為宜陽殿笙令尋旧意以賜之

(卷十九・若菜上、二三三頁)^{註32}

これによれば、延喜五年(九〇五)正月二十二日、醍醐天皇が藤原保忠を召して笙の笛を吹かせたところ、その曲調が頗る優れているため、橘皮笙を下賜されたという。そして、この笙は、保忠の祖父昭宣公(基経)が弱冠(二十歳)の時に承和(仁明)天皇より賜って習得に励んだという由緒のあるもので、寛平年中に基経がこれを宇多天皇に献上した後、名物楽器として宜陽殿に収納されていたのを、この折に醍醐天皇がそういった由来を踏まえて保忠に授けたのだと記されている。この記事に見られるように、何かしらの由緒を持つ楽器は天皇に献上された後、名物楽器として宜陽殿に収納され、累代御物として皇統で継承されてゆくことになるのであろう。これらの楽器の中には、名前が不明な物もあることが『拾芥抄』の記事からうかがえる。

〔阮咸二面(累代名、承平四三定) 五弦二面(一面桑木、一面木槻) 阮咸三面(一面紫檀、一面紫檀木繪、一面不知其名)〕

已上承平四年目録

(上・楽器部第三十五、三三〇頁)^{註33}

これは阮咸という楽器に関する記事である。三番目に書かれている「阮咸三面」の注記を見ると、三面のうち一面については「不知其名」とあつて、名前の付けられていない御物のあつたことが分かる。なお、この記事の出典は「承平四年目録」とあり、これは承平

四年(九三四)に楽器目録が改訂されたことを指すと思われる。この楽器目録が何時の時代から作られるようになったのかは不明であるが、『拾芥抄』に掲載されている記事の中では次の延喜九年(九〇九)が一番古い年代表記となる。

賢圓(嵯峨供奉賢圓琵琶「也故名之」) 齋院 師子「象」
白龍 大鳥 流泉 巖 黄菊 無名ノ琵琶五面(皆紫檀) 無
名ノ琵琶三面(非紫檀)
已上延喜九年目録

(上・楽器部第三十五、三三〇頁)

延喜九年は醍醐天皇の治世であり、先の承平四年は朱雀天皇の治世となる。この他、応和元年にも目録が作られているが、それは村上天皇の治世となる。醍醐天皇の時代に目録が作られ、続く朱雀・村上各治世下にその目録の改訂作業が行われたことを推測させる。累代御物と称される理由もそこにある。右に引用した記事には賢圓、齋院、師子、象、白龍、大鳥、流泉、巖、黄菊などの名のある琵琶が記されているが、それら名物楽器の末尾に「無名ノ琵琶五面」「無名ノ琵琶三面」とあることに注目したい。ちなみに、両者を分けて書いているのは琵琶の素材が紫檀か否かという点になる。ここから分かるのは「無名」と記される琵琶が八面あつたということである。実は、このような「無名」の楽器は他にも、笙(無名)、横笛(无名笛蘇木者)、箏(無名二張)、琴(無名)、和琴(二張無名)などの項に見える。これら種々の楽器の項に散見される「無名」とは、固有名としてあつたのではなく、字義通りその名が不明であることを記したものと考えるのが妥当であろう。^{註34}このように考えてみた時、『枕草子』八九段の「工」の本文で定子

がこの琵琶の名称を問われた際に、「ただいとはかなく、名もなし」と答えたことの意味も変わってくるのではないか。すなわち、定子もまた、単に「(他の名物楽器のような由緒もなく)取るに足らず、固有名は付けられない」と答えただけであつた可能性が出てくるのである。

おわりに

八九段で書かれている無名の琵琶をめぐる、それが累代御物として宜陽殿に所蔵されるほどの名物楽器であると想定されることから、諸文献を頼りに由緒や来歴を辿ってきた。楽書では、『教訓抄』が蟬丸の琵琶と注しており、この説は『夜鶴庭訓抄』や『絲竹口伝』、『体源抄』などにも見られるものとなっている。しかし、この説の典拠と目される『江談抄』の説話では、源博雅が蟬丸から琵琶の秘曲を相伝する話となっていて、楽器の授受が記されているわけではない。その『江談抄』には無名が上東門院(彰子)の所有に帰したこと、長元三年(一〇三〇)三月十日に起きた源濟政宅の火災で焼失したことが書かれている。但し、濟政宅の火災は史実であるが、その際に無名が焼けたことを史料で確認することはできない。無名という琵琶があつたことを徴するのは『拾芥抄』所引の楽器目録(延喜九年制定)となるが、そこに記されている無名とは固有名ではなく、未だ名付けざる楽器を指し示す一般名詞としての用法であつた。無名を琵琶の固有名として使用したのは、管見の限り『枕草子』の八九段が初例となる。

八九段の(Ⅲ)の本文を見ると、名物楽器の名を列挙する文の末

尾には「などぞ聞ゆる」とか、「など、おほく聞きしかど、忘れにけり」とあつて、清少納言が何かしらの文献をもとにこれらの楽器の名称を書いているのではなく、誰かから聞いて憶えていたものを書き出していることがうかがえる。その誰かとは、おそらく頭中将の藤原齊信であろう。先に引用した『西宮記』の「納殿」の項に見える注記によれば、宜陽殿や藏人所、綾綺殿、仁寿殿などに納めてある御物の管理には藏人所の雑色が当たっており、その長官(藏人頭)であつた齊信は名物楽器のこともよく知っていたはずである。清少納言は宜陽殿の棚に陳列されている楽器の数々を窺見たわけではなく、何かの折に齊信から聞いた楽器の名前を憶えていただけであろう。だからこそ、例えば実際は和琴である「宇多の法師」を笛の並びの中に入れてしまうというミスを犯すことにもなっているのである。無名についても、それが字義通りの意味とは知らず、他の名物楽器と同様に特定の琵琶に名付けられた固有名と取り違えていたのではないか。それゆえ、見当はずれの問いかけを清少納言は定子にしてしまったのだと言える。そして、定子の「名前は無い」という回答に対しても、清少納言はその回答自体が名前を言い当てることになっていると過剰な意味づけをして「なほいとめでたし」と称賛した、そう見ておきたい。

定子の無名という琵琶に関する逸話は、楽書や説話集の伝える由緒や来歴とは無関係なものとしてある。蟬丸の琵琶だという楽書の説く由緒は、源博雅や敦実親王といった配役で脇を固めて説得力を持たせてはいるがおそらく訛伝であろう。本来の意味での無名という琵琶は、未だ名付けられていない状態であるがゆえにコンテクストに縛られておらず、可能性が開かれている。その可能性に付け込

んだのが楽書であり、説話集ではなかったか。翻って『枕草子』はどうか。清少納言の関心は由緒や来歴に向いてはいない。目の前に「無名」という名の楽器があったとして、その楽器が持つ「物」としてのポテンシャルには関心を寄せず、名前という「言葉」の次元でのみ楽器に価値を見出してゆく。そして、その「言葉」としての楽器が契機となり、会話によって新たな意味が生みだされてゆく過程を清少納言は記述するのである。こういった一連の言語遊戯の在りようは、後世の楽書や説話集が楽器を実体的に捉えているのとは一線を画する。名物楽器の名前を列挙するという類聚章段的な筆法こそ後世の楽書や説話集は踏襲するものの、その表現の本質的な部分は『枕草子』に固有の方法としてあり、継承はされていないと言えよう。

注

- 1 早くは池田亀鑑氏が「分類・回想・随筆」と分けている（解説・枕草子とその作者）『全講枕草子』下巻、至文堂、一九五七年五月）。
- 2 『枕草子』の本文は松尾聰・永井和子校注・訳『枕草子』（小学館、新編日本古典文学全集、一九九七年一月）による。
- 3 『江談抄』第三・五五に、唐人の持っていた笙をある人が米千石で買おうとしたところ、「いな、かへじ」と断られた話が掲載されている（後藤昭雄・池上洵一・山根對助校注『江談抄』中外抄・富家語）（岩波書店、新日本古典文学大系、一九九七年六月、九四頁）。

4 萩谷朴「清少納言の楽器に関する知識の限界」（『枕草子解環』二、

同朋社出版、一九八二年三月、三八三～五頁）

5 杉谷寿郎「定子の機知」（稲賀啓二上野理・杉谷寿郎『枕草子入門』有斐閣、一九八〇年二月、一三一頁）

6 小森潔「時間の超克―「無名」といふ琵琶の御琴を」の段をめぐって―」（『枕草子 逸脱のまなざし』笠間書院、一九九八年一月）

7 北村季吟著・鈴木弘恭訂正増補『枕草紙春曙抄』（青山堂書房、一九一八年六月一日、一六〇頁）

8 『江談抄』に「无名ト云高名ノ琵琶ヲ、上東門院寶物ニテ令持給之間ニ、濟政三位ノ三條亭令御座間、焼亡了」とあり。（金子元臣『枕草子評釈』明治書院、一九二二年六月二六日、増訂版・四七八頁）

9 田中重太郎『枕冊子全注釈』二（角川書店、一九七五年一〇月二〇日、二四四～五頁）

10 萩谷氏、前掲注4書、三八〇頁。

11 現行の注釈書である新編日本古典文学全集でも「この琵琶のことは『拾芥抄』『江談抄』に記事が見える。上東門院の所有になつてのち焼失したと伝える。御物の名器。」と説く（前掲注2書、頭注二八、一七六頁）。

12 『後撰和歌集』卷第十五・雜一・一〇八九

相坂の関に庵室を作りて住み侍けるに、

行き交ふ人を見て

蟬丸

これやこの行くも帰も別つ、知るも知らぬもあふさかの関

（片岡洋一校注『後撰和歌集』岩波書店、新日本古典文学大系、一九九〇年四月）

13 『江談抄』の本文は前掲注3書による。

14 黒板勝美編『新訂増補国史大系 日本紀略 第三(後篇)』(吉川弘文館、一九七六年一月、二七六頁)

15 東京大学史料編纂所『大日本古記録 小右記・十』(岩波書店、一九八二年三月、一二五頁)

16 『左経記』万寿三年(一〇二六)正月十九日条に「臨亥剋有御出家事、…次被補別當、判官代、主典代等、濟政朝臣奉之云々、別當(民部卿俊賢(元大夫)、右兵衛督経通、(元権大夫)、春宮大夫頼宗、(御僧(〇傍力)親、美濃守頼明朝臣(元大夫進)、備中守行任朝臣、(元権大夫進)、修理大夫濟政(元亮)」(『増補史料大成 第六卷(左経記)』臨川書店、一九八一年五月、一六三頁)とある。

17 『和琴血脈』『郭曲相承次第』『神楽血脈』(『続群書類聚』第十九輯上・管絃部、一九七七年八月)

18 『続古事談』の本文は川端義明、荒木浩校注『古事談・続古事談』(岩波書店、新日本古典文学大系、二〇〇五年一月)による。

19 「兵部卿源資通卿(参議従三位濟政子)——大納言経信卿」(『群書類従』第十九輯・管絃部、一九八三年一月、二八四頁)

20 この話は、『十訓抄』にも採録されており、ここでは濟政が「玄象こそ腹立ちにけれ」(下・十ノ七十、四六八頁)と発言したことになっている(浅見和彦校注・訳『十訓抄』小学館、新編日本古典文学全集、一九九七年一月)。

21 萩谷氏は、「清少納言出仕以後、中宮が常の内裏におわした時であるから、正暦四年十月から長徳元年四月までと、大きく限ることが出来るが、そこへ更に、本段末尾の頭中将斉信の存在を考慮に入れ、清少納言の態度にも新参意識の解消を認めるならば、正

暦五年八月から長徳三年四月までと限定することも可能であろう」と推定している(前掲注4書、三八三頁)。

22 『群書類従』第十九輯・管絃部(一九八三年一月)

23 『教訓抄』の本文は、林屋辰三郎・植木行宣ほか校注『古代中世藝術論』(岩波書店、日本思想大系、一九七三年一〇月)により、巻数・頁数を記した。

24 「斎院」は、『江談抄』では「斎院」の表記で和琴の名物楽器として掲げられている(前掲注3書、一〇〇頁)。

25 『今昔物語集』の本文は、馬淵和夫・国東文麿・稲垣泰一校注・訳『今昔物語集』③(小学館、新編日本古典文学全集、二〇〇一年六月)による。

26 『平家物語』の本文は、市古貞次校注・訳『平家物語』②(小学館、新編日本古典文学全集、一九九四年八月)による。

27 『源平盛衰記』の本文は、石川核校訂『源平盛衰記』下(有朋堂書店、有朋堂文庫、一九二七年五月)による。

28 小林茂美「四の宮と小町・蟬丸・人康親王の伝承から」(『小野小町致一王朝の文学と伝承構造Ⅱ』桜楓社、一九八一年一月三〇日)、及び、森野正弘「明石入道と琵琶法師」(『源氏物語の音楽と時間』新典社、二〇一四年九月)。

29 『当道要集』の冒頭に「当道座中の祖神天夜の尊は山城国宇治郡山科郷四宮村柳谷山に跡をと、めおはします四宮是也抑此尊は人皇五拾四代仁明天皇第四の皇子光孝天皇御同腹の御弟人康親王の御霊をまつり奉らせ給ふ」とある(『改定史籍集覧』第二十七冊、近藤出版部、一九〇七年四月、七〇五頁)。

30 磯水絵「『今昔物語集』巻第二四、第二三話より」(『院政期音楽

説話の研究』和泉書院、二〇〇三年二月)

31 『河海抄』の本文は、玉上琢彌編・山本利達・石田穰二校訂『紫明抄・河海抄』(角川書店、一九六八年六月)による。

32 『和琴血脉』(続群書類従、第十九輯上)では慈賀善門の名は見えず、広井女王から仁明天皇と左大臣信に系譜が分岐している。左大臣信の注記に「母廣井女王。嗟峨御子。」とあり、血脉間による相承があったと捉えているのであろう。また、良岑宗貞に伝えた人物の名は『河海抄』の説く「蟬歌翁」ではなく「相坂蟬丸」となっている点にも留意される。

33 『無名抄』の本文は、久松潜一・西尾實校注『歌論集 能楽論集』(岩波書店、一九六一年九月)による。

34 『方丈記』の本文は、佐竹昭広・久保田淳校注『方丈記 徒然草』(岩波書店、一九八九年一月)による。

35 磯氏、前掲注30論文、二九頁。

36 小峯和明「蟬丸伝承をさぐる―(源氏物語説話論)のために―」(『源氏研究』第九号、翰林書房、二〇〇四年四月)

37 『文机談』の本文は岩佐美代子『文机談全注釈』(笠間書院、二〇〇七年一月)による。

38 宮内庁書陵部蔵「琵琶譜(延喜21年序開成3年藤原貞敏跋)」(書陵部所蔵資料目録・画像公開システム、伏・二〇七二)

39 鎌倉時代の文永七年(一二七〇)に伯朝葛によって書かれた楽書『統教訓抄』巻第十一上・第十二冊には「古人ノ云ク、貞保親王ハ管絃ニ長シ、衆芸ノ人ナリ、全ク肩ヲナラフルモノナシ」(正宗敦夫編纂校訂『統教訓抄』下巻、現代思潮社、一九三九年、五二五頁)とある。

40 「この御門(清和天皇)の御ながれをば、一品式部卿貞保親王つたへ給はらせ給ふ。」(前掲注37書、四七頁)

41 福島和夫「豊永聡美氏『藤原貞敏』音楽に秀でた官人―」について(『日本音楽史研究』第六号、上野学園日本音楽資料室、二〇〇六年三月)

42 佐藤辰雄「貞敏の琵琶楽伝習をめぐって」(『日本文学誌要』法政大学国文学会、一九八五年七月)

43 林謙三「琵琶譜新考―特にその記譜法・奏法の変遷について―」(『奈良学芸大学紀要人文・社会科学』一二、奈良学芸大学、一九六四年二月)

44 神田邦彦「藤原貞敏による琵琶伝習の実態 付、『琵琶譜調子品』について」(『花園大学日本文学論集』一四号、花園大学日本文学会、二〇二一年二月)

45 圖書叢刊・伏見宮旧蔵楽書集成・一、(明治書院、宮内庁書陵部、一九八九年三月)

46 『続群書類聚』第十九輯上・管絃部(続群書類聚完成会、一九七七年八月)

47 『部曲相承次第』の源洛政の項の注記に「彼博雅卿者敦實親王弟子也。」とある(『続群書類聚』第十九輯上、五三三五頁)。

48 新編日本古典文学全集『今昔物語集』③(小学館、馬淵和夫・国東文麿・稲垣泰一、二〇〇一年六月)、三〇八―三二〇頁。

49 森野正弘「教訓抄」における琵琶「玄上」の伝承(『聖徳大学言語文化研究所論叢』第三二号、二〇二四年三月)

50 『西宮記』の本文は、土田直鎮・所功校注『神道大系・朝儀祭祀編二 西宮記』(精興社、一九九三年)による。

51 『禁秘抄』上、三七〇頁（『群書類聚』第二六輯・雑部、一九三二年一〇月）

52 『花鳥余情』の本文は伊井春樹編『松永本花鳥余情』（桜楓社、一九七八年四月）による。

53 『拾芥抄』の本文は『増訂故実叢書 禁秘抄考註・拾芥抄』（吉川弘文館、一九二八年一月）による。

54 箏の名物楽器の出典注記に「已上承平四年九月五日入目録」とあるので、具体的にはその日付になるかと思われる（前掲注53書、三二〇頁）。

55 『枕草子解環』にも「他にも同じく『無名』と呼ばれる和琴・琴・笙の名器もあった」との指摘がある（前掲注4書、三八〇頁）。

56 『夜鶴庭訓抄』（成立時期不明）では「比巴名」の項に「无名。（蟬丸比巴也）」とある（『群書類聚』第十九輯、二二二頁）。

57 『絲竹口伝』については本稿第二節を参照。

58 『体源抄』は豊原統秋によって書かれた楽書で永正九年（一五二二）に成立。八本（上）・「琵琶」の「逸物者」の項に「無名、蟬丸比巴也。」とある（正宗敦夫編『体源鈔』三、現代思潮社、覆刻日本古典全集、二〇〇六年一月、七九八頁）。

59 斉信が頭中将であった期間は正暦五年（九九四）八月二八日から長徳二年（九九六）四月二四日までとなる（黒板勝美編『新訂増補国史大系 公卿補任 第一篇』吉川弘文館、一九六四年七月、二四三頁）。

60 杉谷寿郎「宜陽殿の一の棚」（前掲注5書、一三三二頁）

【付記】

本研究は「SPS科研費」P25K03651の助成を受けたものです。

（もりの・まさひろ）